

| | | | |
|-------|---|---------|--|
| 区分・種別 | 県指定有形文化財(工芸品) | | |
| 名 称 | さんじゅうさんとうだい 三十三燈台 1基 | | |
| 所 在 地 | 上浮穴郡久万高原町菅生 | | |
| 所 有 者 | 宗教学法人大寶寺 | 管 理 団 体 | |
| 指定年月日 | 昭和39年3月27日 | | |
| 解 説 | <p>高さ160cm、横張り65cm、鉄製の献燈用の仏具である。幅3.5cmの帯金を一段湾曲して三方に張り、高さ30cmの台とし、その上に下部直径2.5cmの鉄棒を立て、これを中心として両側に唐草文風に優美な曲線を示した鉄棒を張り、枝葉のように土師質土器の灯明皿<small>とうみょう</small>を受ける33個の円形を階段式に配し、全体の形を整えている。上部中央に菊花金物で繋ぎ、その下に高さ27cm、幅8cmの圭形の鉄板を取り付け、願文を陰刻している。</p> <p>通 奉鈔三十三燈志者為二親 殊者子孫 槃 昌所願成就故也 嘉吉三年癸亥 十一月八日 (梵字) 智 大願主田窪堀内通光 敬白 与州名越住國永作</p> <p>嘉吉3年は1443年で、寄進者は田窪（東温市）の堀内通光、作者は名越（旧川内町）の國永である。作者國永は鍛造技法から刀鍛治とみられ、形が秀逸で、意匠もすぐれ、紀年銘、作者が明らかな作例である。本作は、観音三十三身に献燈の意を表すものと考えられる。</p> | | |

